

令和8年度住宅ストック循環促進事業に係る調査事業
を実施する者の公募についての公示

令和8年4月27日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、住宅ストック循環促進事業に係る調査事業を実施する者の公募について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅ストック循環促進事業に係る調査事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅ストック循環促進事業のうち、既存住宅ストックの循環を促進する環境整備事業（うち住宅履歴情報に係る環境整備事業）、消費者保護に関する相談体制の環境整備事業の各事業に係る課題を総合的に分析し、住宅ストックの市場における適正な評価や消費者保護、既存制度の活用実態等に関する調査を行う者に対して支援を行うことにより、住宅が適正に評価される市場の好循環を促進することを目的とする。

(3) 事業内容

① 既存住宅ストックの循環を促進する環境整備事業（うち住宅履歴情報に係る環境整備事業）

住宅ストックの市場における住宅の履歴情報に係る次の総合的な検討を行う事業

- ・ 住宅履歴情報に関する実態把握調査及び分析・検討・提案等
- ・ 住宅履歴情報を蓄積できる仕組みの検討体制の整備（検討会の設営、資料作成等）
- ・ 事業成果のとりまとめ

② 消費者保護に関する相談体制の環境整備事業

既存住宅の購入やリフォームに対する消費者の不安解消のため、相談窓口開設やセミナー開催等の体制整備を行う事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和8年6月上旬 ～ 令和9年3月下旬

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- (5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 住宅局 参事官 (住宅瑕疵担保対策担当) 付 担当: 佐分利

電話 03-5253-8111 (内線39-448)

電子メール hgt-kashitanpo@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和8年4月27日(月)から令和8年5月22日(金)まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて原則、電子媒体で交付。

※交付を希望する場合は、予め(1)の担当までメールにて連絡を行うこと。

(連絡後には着信を確認すること。)

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和8年5月22日(金)18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、電子メールにて提出すること。(提出後には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出するデータは以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat Reader

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合には、当該提案書が無効とするとともに、提出者に対して、補助事業者の取り消しを行うことがある。
- (5) 提出された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書は原則として返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書提出時に申し出ること。
- (6) その他詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。